

事務事業名	健康教育（個別）事業	整理番号	21203-010
所 管	健康推進課 健康推進スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	平成 13年度 ~ 平成 年度	根拠法令・要綱等	老人保健法
基本計画における位置付け	基本政策	2-1 心身の健康づくり	関連政策
	政 策	2-1-2 保健衛生の充実	

事務事業の内容

目的（何のために）	疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握し、継続的な健康教育・健康相談を実施することで、生活習慣病の発症や悪化を抑制し、健康づくりを推進する。
対 象（誰・何を）	40歳以上70歳未満の者で老人保健法による基本健康診査を受診し、高脂血症や糖尿病に関して「要指導」と判定され、治療を行っていない者。
手 段（どのようなやり方で）	個々の身体状況や生活スタイルに合わせ、6か月の間に検査、計測、相談、指導を保健師や栄養士が個別に相談指導を行う。
成 果（どのような状態にしたいか）	受講者が要医療（治療）に至らず、健康管理を自分で行うことができるようになることで、医療費の削減が図られる。
事務事業の背景・住民の意向	市民の健康指向は強くなっているが、健康情報の氾濫により、正しい知識や個別性のある改善策の提供は、不十分な状況にある。
見直し改善の経過	集団で生活習慣改善の教室を行っているが、生活習慣は多様で個別的に相談、指導を一定期間実施することにより、生活習慣の改善と自己管理能力を高めることができる。

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)												
平成16年度	高血圧 6人、高脂血症 6人、耐糖能 12人、喫煙者 9人 個別7回+レター1回+血液検査2回 開催教室数 4教室	<table border="1"> <caption>投入コスト(千円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>直接経費(上段)</th> <th>人件費(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>約1,000</td> <td>約5,000</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>約1,000</td> <td>約4,500</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>約1,000</td> <td>約4,500</td> </tr> </tbody> </table>	年度	直接経費(上段)	人件費(下段)	16年度	約1,000	約5,000	17年度	約1,000	約4,500	18年度	約1,000	約4,500
年度	直接経費(上段)		人件費(下段)											
16年度	約1,000		約5,000											
17年度	約1,000	約4,500												
18年度	約1,000	約4,500												
平成17年度	高脂血症 14人、耐糖能 15人、喫煙者 17人 開催教室数 3教室													
平成18年度	高血圧 5人、高脂血症 2人、耐糖能 4人、喫煙者 15人 開催教室数 4教室													

評価指標

評価指標	H16	H17	H18	19年度
受講者が要医療にならない率(%)	100	80	65	70
禁煙成功率(%)	55	70	55	75
受講者1人当たり経費(円)	180,000	110,000	210,000	100,000

事務事業の評価

観点別・一次評価（担当部署の評価）	コメント		今後の方向性												
<table border="1"> <tr> <td>観点別評価</td> <td>必要性</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>有効性</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>効率性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一次評価</td> <td colspan="2">B</td> </tr> </table>	観点別評価	必要性			有効性			効率性		一次評価	B		個別教育は、集団に比較し効率性は悪いが、その分要指導者に対して指導効果が出やすい。今後は、要指導者に対して予防教室へいかに参加させるかが懸案である。		継続
観点別評価	必要性														
	有効性														
	効率性														
一次評価	B														
二次評価（行政評価委員会の評価）	コメント		今後の方向性												
二次評価	C		参加しやすい事業内容と環境整備を検討されたい。	手段改善											

改革プラン

平成19年度からの対応	集団健康教育受講修了者に対しても個別での相談・指導を実施し、生活習慣改善方法を確実に身に付けられるような支援を行う。
平成20年度以降の対応	平成20年度から制度改革(老人保健法が廃止され特定健診・特定保健指導がスタート)より事業見直しが予測されるが、生活習慣病予防として効果的な事業であるため、継続できるよう検討していく。
改革により予想される成果	教室受講者が生活習慣病をはじめとする疾病の発病や悪化を予防し、医療費の削減につながる。